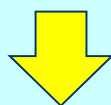


資料1
p10-p11

「新たな雇用・訓練パッケージ」(2/12公表、2/25施行)

- 求職者支援制度の収入要件・出席要件を緩和（特例措置）し、離職していない者（コロナの影響で休業を余儀なくされている方等）でも職業訓練が受講できるようにする。
- 短期間・短時間の訓練設定が可能なように制度を緩和、併せてオンライン訓練の設定も促進し、訓練設定の多様化・柔軟化を図ることでコース増につなげる。



【R3年度 全国目標値】

公的職業訓練の受講者を増やす

求職者支援訓練：約5万人
公共職業訓練：約15万人



【R3年度 愛知目標値】

求職者支援訓練：1,416人（R3当初）⇒ 1,616人（+200）

公共職業訓練：5,154人（R3当初）⇒ 6,897人（+1,743）

↳ 雇用セーフティネット訓練



ハローワークでの積極的な訓練PR・受講あっせんが重要

★「愛知局」での動き（「緊急対策関係閣僚会議」を踏まえた本省指示を受けて）

機構愛知支部・愛知県との連携

- 4月13日（第1回）、8月4日（第2回）：愛知労働局長、機構愛知支部長、愛知県労働局長による三機関長会議を実施。
⇒ 事務方を含めた会議を開催、本省指示と現在の受講あっせん状況などについて共有、意見交換。
- 5月13日、6月8日：委託訓練定員増枠（本省追加提示＝+1,743）に対応するため、愛知県担当と同行による公共職業訓練にかかるハローワーク訪問ヒアリング（＝訓練実施機関の少ない三河エリア4所、尾北エリア2所）を実施。
⇒ 各所訓練担当と面談、施設内訓練・委託訓練にかかる送り込み状況の確認、地域の訓練ニーズにかかるヒアリングを行い、実施機関の新規開拓に向けた情報交換。

- 9月11日、局長、職業安定部長、訓練室長による東三河高等技術専門校・障害者能力開発校（いずれも豊川市内）を対象とした施設・校長等との意見交換を実施し、委託訓練を含めた公的訓練の課題分析、局・県間の連携強化を図る。

訓練室の周知・広報等

- 募集チラシ（リーフレット）よりも具体的に職業訓練がイメージできる情報として、機構愛知支部及び愛知県に訓練PR動画の作成を依頼するとともに訓練実施機関にもPR動画の作成を依頼。順次作成できたところから労働局ホームページに掲載。

愛知労働局
「愛知ハロトレ」HP ⇒



- 労働局ホームページ（愛知ハロトレHP）に簡単にアクセスするための2次元コードを表示したポスターを作成し、ハローワーク庁内で掲示するとともに若者サポートステーションなど関係機関等にも掲示を依頼【添付1=p19】。
- 「訓練室 Youtube チャンネル」を開設し、各種訓練情報を提供。

愛知労働局
訓練室 YouTube ⇒



- ハローワークに来庁しない在職者等への周知として、休業支援金に係る支給決定通知書に求職者支援訓練リーフレットを同封し郵送【添付2=p21-p22】。
- 局長室来客者向けに県技術専門校実習作品を展示【参照画像：①～②】。
- 名古屋駅新幹線口向かい大型ビジョン（NAGY）にて、政府広報動画「求職者支援制度」を期間限定（10/18～11/16の30日間）上映【参照画像：③～④】。

ハローワークの周知・広報等

- 庁内スペースを活用し、自作POPやポスターなどを掲示【参照画像：⑤～⑬】。
- 訓練PR動画を、雇用保険説明会の待ち時間や相談コーナーにある庁内モニターを活用し上映（ハローワーク名古屋中・名古屋南はそれぞれ自作）【参照画像：⑪】。

ハローワーク
名古屋中 YouTube ⇒



- 職業訓練担当以外の職業相談窓口においても、一定レベルの訓練制度やメニューの説明ができるような職員研修や最新情報共有の徹底し、訓練担当窓口以外においてもPRを実施。

愛知県の周知・広報等

- 9月、JR名古屋駅コンコースのサイネージにてPR画像を上映【参照画像：⑭】。
- 「高等技術専門校 YouTube チャンネル」を開設し、コース別PR動画をアップ。

名古屋高等技術専門校
YouTube



名古屋専門校

岡崎高等技術専門校
YouTube



岡崎専門校

機構愛知支部の周知・広報等

- 訓練実施機関向けに「短期間・短時間リーフレット」を活用した周知を実施
《添付3=p23-p24》。
- ポリテク中部の11月開講コースから募集PR動画を作成（訓練室HPに掲載）。
- 「ポリテク名古屋港 YouTube チャンネル」を開設し、コース別PR動画をアップ。

ポリテクセンター中部
11月開講コース YouTube



ポリテク中部 11月

ポリテクセンター名古屋港
YouTube



ポリテク名古屋港

参照画像





JR名古屋駅西口

【③】



JR名古屋駅西口

【④】



ハローワーク岡崎

【⑤】



ハローワーク豊川

【⑥】



ハローワーク豊川

【⑦】



【⑧】

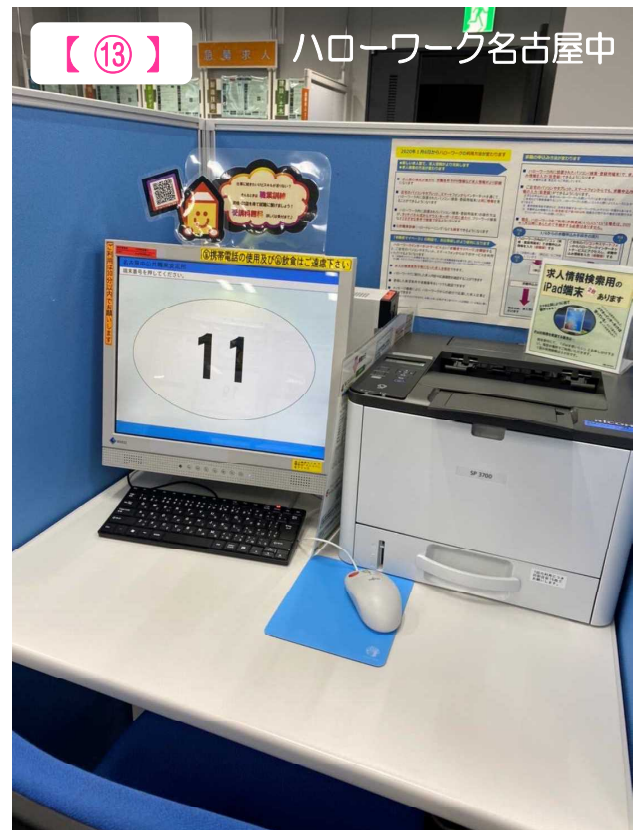
ハローワーク豊田



【⑨】

ハローワーク豊川





★「新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長＝内閣総理大臣）」での動き

＊職業訓練関係のみ抜粋記載

■第55回（令和3年2月12日）

改正特措法施行後の経済支援策の全体像（本部資料4－1）

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

- (1) 今般の緊急事態宣言を踏まえ、以下支援策について、
重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

③ 雇用の維持

- ・新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等）の策定【2月12日公表】



首相官邸HP

■第58回（令和3年3月18日）

緊急事態宣言解除後の経済支援策の全体像（本部資料6）

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

- (1) 今般の緊急事態宣言を踏まえ、以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

③ 雇用支援・職業訓練の強化

- ・新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等）の実行
 - ⇒ さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件・出席要件）の活用による受給者倍増（2.5万人を目標）【3月16日公表】
 - ⇒ 職業訓練等の実績を把握しフォローアップ
- ・介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度創設《添付4＝p25-p28》
- ・一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）

■第67回（令和3年5月28日）

新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像（本部資料6－1）

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

- (1) 以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

③ 雇用支援・職業訓練の強化

- ・新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等（9月末まで））の実行
 - ⇒ さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件・出席要件）の活用による受給者倍増（2.5万人を目標）
 - ⇒ 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入（9月末まで）

⇒ 職業訓練等の実績を把握しフォローアップ

・ **介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度創設**

- ・ 一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）

■ 第 69 回（令和 3 年 6 月 17 日）

新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像（本部参考資料）

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

- (1) 以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

③ **雇用支援・職業訓練の強化**

- ・ 新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等（9月末まで））の実行
 - ⇒ さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件・出席要件）の活用による受給者倍増（2.5万人を目標）
 - ⇒ 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入（9月末まで）
 - ⇒ **受講申込締切日から受講開始日までの期間短縮（1か月→半月程度）等**
 - ⇒ 職業訓練等の実績を把握しフォローアップ
- ・ 介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度創設
- ・ 一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）

■ 第 76 回（令和 3 年 9 月 9 日）

資料1
p11-p12

新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像（本部資料 7-1）

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

- (1) 以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

③ **雇用支援・職業訓練の強化**

- ・ 新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等（令和 4 年 3 月末まで））の実行
 - ⇒ さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件・出席要件）の活用による受給者倍増（2.5万人を目標）
 - ⇒ 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を**継続（11月末まで）**
 - ⇒ 受講申込締切日から受講開始日までの期間短縮（1か月→半月程度）等
 - ⇒ 職業訓練等の実績を把握しフォローアップ
- ・ 介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度創設
- ・ 一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）

★新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議での動き

＊職業訓練関係のみ抜粋記載

■第1回（令和3年3月16日）

非正規雇用労働者等に対する緊急支援策（会議資料4）

4. 職業訓練の強化・ステップアップ支援

- ・求職者支援制度など職業訓練の抜本的拡充
公共職業訓練の受講者を50%増（約15万人を目標）
求職者支援訓練の受講者を倍増（約5万人を目標）
⇒ 職業訓練の期間・時間を柔軟化、**デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増（約5,000人を目標）**し、訓練内容を多様化
⇒ 職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件（8→12万円）・出席要件）の活用による**受給者倍増（約2.5万人を目標）**
- ・介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度創設
- ・地域女性活躍推進交付金の活用による女性の学び直し・ステップアップ支援
- ・デジタル技能学び直しのための「巣ごもりDXステップ講座情報ナビ」の利用推進
- ・コロナ対応ステップアップ相談窓口の設置
- ・一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（**オンデマンド型のオンライン訓練等**）
- ・職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ



内閣官房HP

■第3回（令和3年6月8日）

資料1
p13-p18

非正規雇用労働者等の雇用の安定に向けた施策の現状と今後の方向性（会議資料1）

P2 雇用の安定への支援

＜再就職、労働移動への支援＞

- ・職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置など新型コロナウイルス感染症にかかる職業訓練の特例措置
- ・職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入

＜施策の進捗状況の確認＞

- ・新型コロナウイルス感染症の影響下の雇用施策について、進捗管理を適切に行いながら、効果的に実施

求職者支援訓練：5万人、公共職業訓練：15万人

P4 成長分野をはじめとする経済社会のニーズに対応した人材開発政策の推進

＜短期的課題に対応した取組＞

コロナ禍に対応した非正規雇用労働者等のスキルアップ・キャリアチェンジ支援

- ・職業訓練（特に求職者支援訓練）の推進
⇒ 求職者支援制度の特例措置（訓練期間の緩和など）の効果を検証し、目標に向けてさらに推進

＜中長期的課題に対応した取組＞

デジタル分野、グリーン等の産業界の成長分野への人材の円滑な移動を促す教育訓練

- ・デジタル分野、グリーン分野等の産業界の人材ニーズの把握
 - ⇒ 都道府県地域訓練協議会に関係省庁が参画等し、産業界のニーズを汲み取る体制を整備
- ・デジタル分野、グリーン分野等の訓練コースの設定促進
 - ⇒ 職業訓練機関等のカリキュラムを産業界のニーズに適合した、より実践的なものに改変、ニーズの高い分野へのインセンティブ 等
- ・学習支援機能の強化
 - ⇒ デジタルやグリーン分野に関する講座を教育訓練給付の対象に追加
 - ⇒ 生産性向上人材育成支援センターの提供プログラムの充実 等

P 9 新型コロナウイルス感染症にかかる職業訓練の特例措置について

＜特例措置の内容＞

- ・職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置
 - ⇒ 月收入 8 万円 → シフト制で働く方等は月收入 12 万円以下に引き上げ
- ・職業訓練受講給付金の出席要件の緩和
 - ⇒ 働きながら訓練を受ける場合に出勤日を病気や子どもの看護等と同様にやむを得ない欠席とする（訓練実施日の 2 割まで）
- ・就職に役立つ求職者支援訓練、公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化
 - ⇒ 訓練期間・時間の短縮、オンライン訓練の設定促進など

＜目標：求職者支援訓練 5 万人（倍増）、公共職業訓練 15 万人（1.5 倍）＞

- ・目標達成に向けた取組
 - ⇒ 積極的な訓練の周知・広報、受講の働きかけ
 - ⇒ ハローワーク（コロナ対応ステップアップ窓口）での個別・伴走型の就職支援
 - ⇒ ニーズの高い訓練コースの設定促進

P 10 コロナ対応ステップアップ窓口でのきめ細かな支援

内閣府説明資料（会議資料 6）

P 1 求職者支援訓練、高等職業訓練促進給付金

資料1
p18

- ⇒ 内閣府の調査によると、求職者支援訓練は 8 割、高等職業訓練促進給付金は 9 割の人が制度を知らないと回答

新たな雇用・訓練パッケージ①（雇用の下支え・創出）

令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が長期化していること等を踏まえ、以下のとおり取り組む

雇用調整助成金の特例措置による雇用維持

現行の緊急事態宣言を前提

● 現行の特例措置の取扱い

- 4月末まで現行の特例措置を継続（緊急事態宣言が2月中に全国で解除された場合も4月末まで継続）
日額上限：（1日1人あたり）15,000円 助成率：（中小企業）最大10/10、（大企業）最大3/4

● 5月～6月の特例措置

- 原則的な措置を段階的に縮減
日額上限：（1日1人あたり）13,500円 助成率：最大9/10（中小企業）
- 感染拡大地域特例（※）・業況特例（全国・特に厳しい企業）
日額上限：（1日1人あたり）15,000円 助成率：最大10/10（中小企業・大企業）

（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば、営業時間の短縮等に協力する飲食店等を対象
→ 7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置を更に縮減

● 雇用維持要件の緩和

一定の大企業・中小企業の全てについて、令和3年1月8日以降、4月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和3年1月8日以降の解雇の有無により、適用する助成率（最大10/10）を判断

最大10/10助成
【全国】特に業況が厳しい企業→4月末まで
【緊急事態宣言地域（※）】営業時間の短縮等に協力する飲食店等
→ 解除月の翌月末まで
（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば同様

大企業のシフト制労働者等への対応

● 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業で働くシフト制等の勤務形態で働く労働者（※）が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

- 原則本年1/8以降（例外的に都道府県ごとに時短要請（昨年11/7以降）が発令された時以降）の休業：休業前賃金の8割
- 昨年4月から6月末（緊急事態宣言解除月の翌月）までの休業：休業前賃金の6割

感染症対策業務等による雇用創出への支援

● 感染症対策業務等による雇用創出とハローワークにおける専門窓口の設置等

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、計10万人規模の雇用創出効果が見込まれる。ハローワークに専門窓口を設置し、地方自治体等の迅速な人材確保のため、求職者への情報提供・職業紹介を積極に行う支援や、地方自治体の住居・生活支援施策の窓口との連携等を実施する

新たな雇用・訓練パッケージ②（仕事と訓練受講の両立）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援

求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）

● 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

月收入8万円以下 → シフト制で働く方等は月收入12万円以下に引き上げ

- *1 シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時的雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（8万円以下である場合に限り）の合計が12万円以下である場合に支給
- *2 収入には、特定の使途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

※ 「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席（訓練実施日の2割まで認められる）

職業訓練の強化

● 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

	求職者支援訓練	公共職業訓練
訓練期間	2月から6月⇒2週間から6月に緩和	標準3月⇒1月から2月のコースを創設
訓練時間	原則100時間以上⇒月60時間以上に緩和	標準月100時間⇒月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する	

ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講斡旋・就職支援

● コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）の設置

ハローワークに『コロナ対応ステップアップ相談窓口』（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する

● 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

受講者数について、求職者支援訓練は倍増（約5万人）、公共職業訓練は50%増（約15万人）を目指す

累次の雇用支援策について効果的手法を用いて周知・広報を徹底

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

(1) 以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

① 事業主への迅速かつ円滑な支援

- ・ 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する協力金
緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域：
中小企業：売上高に応じて1日3万円～10万円（20時までの時短要請の場合）等（※）
大企業：売上高減少額に応じて1日最大20万円（中小企業も選択可能）
それ以外の地域：売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円（大企業や大企業方式を適用する中小企業は最大20万円）
（21時までの時短要請の場合）
※ 今般（4/25～）の緊急事態宣言期間において緊急事態措置を実施すべき区域については、宣言解除まで3万円を4万円とする。
また、まん延防止等重点措置地域において、都道府県知事の判断に基づき、第三者認証店に21時までの時短を求める場合、売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円。
（注1）酒類提供自粛が長期に及んでおり、再度の酒類提供自粛が飲食店の経営に与える影響が大きいこと等を踏まえ、緊急事態宣言区域又はまん延防止等重点措置地域における飲食店に対し、協力金の早期給付等を実施。
（注2）緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域における飲食店への時短要請等により影響を受けた酒類販売事業者への支援を実施。
- ・ 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請等（※3）に応じた集客力の高い大規模施設（1000平米超）及び当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、事業規模に応じた協力金を支給。（※4）
※3 都道府県が独自に、一定の大規模集客施設に対する休業要請等を行った場合を含む。
※4 大規模施設に対して1000平米毎に20万円/日、テナント等に対して100平米毎に2万円/日を支給。加えて、協力金支給対象となるテナント等を多数擁する施設に対して、テナント等の数に応じて、テナント等向け協力金支給単価の1割相当額を支給。
- ・ イベントの開催制限により影響を受けた事業者等への支援【8月27日予備費により財源を追加】
➢ キャンセル費用の支援（上限2,500万円、固定費のうち公演等の開催関連費用も支援対象）
➢ J-LODlive補助金の運用改善（つなぎ融資の創設等）【5月6日つなぎ融資申請受付開始】
- ・ 本年1月の緊急事態宣言の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への一時支援金【申請受付終了】
（上限：個人30万円／法人60万円）
- ・ 本年4～9月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への月次支援金（上限：個人10万円／月、法人20万円／月）
- ・ 地域観光事業支援（後述）：都道府県が行う県内旅行の割引事業（総額2,300億円）、宿泊事業者による感染防止対策等への支援（支援額は都道府県が宿泊施設の規模等に応じ設定（1施設最大500万円）、総額1,000億円）

- ・ 感染防止対策を前提に事業再構築補助金や持続化補助金等の優先採択等
➢ 事業再構築補助金の特別枠の創設（事業規模に配慮）【第3回公募7月30日公募開始・9月21日申請締切】
➢ 持続化補助金（感染防止対策への支援強化）【4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）】
- ・ 迅速な資金繰り支援（足元2週間以上の売上減少で要件を判断できるよう運用を柔軟化）【9月まで】

② 企業の資金繰り支援等

- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資の無利子枠の拡充【1月22日以降順次措置済み】
公庫（国民事業）等：4,000万円→6,000万円 公庫（中小事業）等、商中：2億円→3億円
※ 日本公庫等による実質無利子・無担保融資は、当面年末まで継続。
- ・ 日本公庫等・民間金融機関の既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請と
フォローアップ（中堅企業向けについても要請）【1月19日に要請（中堅企業も含め、2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日、9月10日に再度要請）、4月16日、4月28日、5月12日、6月10日、9月10日に協力金等の支給までに必要な資金繰り支援について要請】
- ・ 日本公庫等の劣後ローンの積極的活用【1月19日に要請（2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日、9月10日に再度要請）】
※ 7月1日より融資限度額を7.2億円から10億円に引上げ
- ・ コロナの影響で経営環境が悪化した事業者に対するREVICの復興支援ファンド等の積極的活用【1月中旬に周知】
- ・ 新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等の実施
➢ 政投銀・商工中金による支援強化（民間協調融資原則の停止、資本金劣後ローンの金利引下げ等）
➢ 民間金融機関に対して、長期の返済猶予と新規融資の積極実施の徹底等を要請 等

③ 雇用支援・職業訓練の強化

- ・ 雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金【8月27日予備費により財源を追加】
➢ 5～11月は緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域・特に業況が厳しい企業について4月までと同様の水準の支援。
※ 年末までは業況特例等及び原則的な措置を含めてリーマンショック時（中小企業：最大9／10）以上の助成率を維持
- 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・休業給付金の適用
- ・ 小学校休業等対応助成金・支援金の再開（8～12月に取得した休暇が対象）
- ・ 雇用対策パッケージ（在籍出向を支援する産業雇用安定助成金の活用等）による各種支援
- ・ 新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の継続等（令和4年3月末まで））の実行
➢ さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件・出席要件）の活用による受給者倍増（約2.5万人を目標）
➢ 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を継続（11月末まで）
➢ 受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮（1か月～半月程度）等
➢ 職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ
- ・ 介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度 → p25-p28
- ・ 一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）

④ 生活困窮者等への支援

- ・雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金【8月27日予備費により財源を追加】（再掲）
- ・緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付【8月27日予備費により財源を追加】
 - 返済開始時期の令和4年3月末までの延長【1月8日公表】
 - 緊急小口資金や総合支援資金（初回、再貸付）の特例貸付の申請期限を11月末まで延長
 - 償還免除要件の明確化【緊急小口資金は住民税非課税世帯、総合支援資金は資金種類毎に住民税非課税世帯を一括償還免除】
 - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化（シフト減による収入の減少や養育費が減少した場合も対象）
- ・特例貸付が限度額に達した等の一定の生活困窮世帯に対する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給の申請期限を11月末まで延長
- ・職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例及び住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給を継続（11月末まで）
- ・ひとり親世帯等への支援（上記を除く）
 - 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給
 - 高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
 - 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付
- ・自立相談支援機関によるきめ細かな生活支援相談の強化
- ・生活保護の扶養照会など弾力的な運用の周知・徹底【2月26日、3月30日に通知発出】
- ・公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底【1月中旬に通知発出等】
- ・大学生等に向けた授業料等減免・給付型奨学金、緊急特別無利子貸与型奨学金等の各種支援策の周知・徹底
- ・生活が困窮する在留外国人の支援、情報発信・相談体制の強化

⑤ 孤独・孤立、自殺対策等

- ・都道府県等の自殺防止対策（相談・情報発信）の強化
 - ・地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化【1月29日に取組例の通知発出】
 - ・NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等（きめ細かな生活支援等や自殺防止対策、フードバンク支援、子供の居場所づくり、不安を抱える女性に寄り添った相談支援、住まいに係る支援等）
- (2) 都道府県による事業者支援の取組を後押しするため、地方創生臨時交付金に特別枠「事業者支援分」を創設（5,000億円）【4月30日に、各都道府県に対し、先行交付分（3,000億円）の交付限度額を通知。また、飲食店の休業要請の影響を受ける酒類の販売業者等や、人流抑制の影響を受ける交通事業者等に対する、国の施策を補完する都道府県独自の支援への積極的な取り組みの検討を要請】さらに、都道府県や市町村がきめ細かく事業者支援の取組を実施できるよう、地方創生臨時交付金の特別枠「事業者支援分」を追加交付（8月20日に、都道府県2,000億円（留保分）、市町村1,000億円（令和2年度補正の繰越分）の交付限度額を通知）
- (3) 予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費（残額約2.6兆円）により機動的に対応。

3

2. 総合経済対策の迅速かつ適切な執行（事業規模74兆円）

- (1) 令和2年度第3次補正予算を含む総合経済対策（雇用下支え・創出効果60万人程度）を迅速かつ適切に執行。特に、公共事業については、自粛要請等の影響で事業が停滞する懸念もあり、感染症対策に万全を期すことを前提に、事業の円滑な執行を行う。地方独自の取組についても臨時交付金（地単分1兆円）を通じて後押し。

① 企業の事業再構築・資金繰り支援

- ・事業再構築補助金（1.1兆円）【第3回公募7月30日公募開始・9月21日申請締切】
- ・持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金（2,300億円）【持続化補助金：4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）、ものづくり補助金：2月9日申請受付開始、IT導入補助金：4月7日申請受付開始（1月8日以降に契約したものは遡及可能）】
- ・サプライチェーン補助金（2,100億円）【3月12日公募開始・5月7日公募締切】
- ・日本公庫等の実質無利子・無担保融資等（融資規模110兆円）【1月19日に通知発出】

② 公共事業の円滑な執行（国土強靱化1.7兆円、災害復旧等0.6兆円）【1月28日通知発出】

- ・感染症対策を講じた場合に関係費を上乗せする、柔軟な契約変更の徹底

③ 協力要請の影響を受けた業種への重点的・効率的な支援

- 緊急事態宣言の解除後、感染状況を確認しながら、消費需要喚起策
 - ・GOTOトラベル（残予算含め、1兆円の支援に対応）
 - ・GOTOイート（残予算含め、500億円を追加配分中）
 - ・GOTOイベント等（残予算含め、1,700億円程度）
- 宿泊施設、飲食店、土産物店等の再生に向けた改修・廃屋撤去や経営革新支援（550億円）
- 地域公共交通の既存路線維持等のための重点的支援（150億円、観光との連携を含め計305億円）
- ※ 地域観光事業支援（3,300億円）
都道府県が行う県内旅行の割引事業（1人1泊5,000円を上限に割引支援。旅行中に飲食・土産物等に使えるクーポン等で地域の幅広い産業を支援する場合、1人1泊2,000円を上限に追加支援（前売り宿泊券等の発行を含む））（2,300億円）【4月1日以降順次実施】及び宿泊事業者による感染防止対策等への支援（1,000億円）【5月14日以降順次実施】

④ 雇用対策【在籍出向を支援する産業雇用安定助成金について1月1日から適用】

- 雇用対策パッケージ（産業雇用安定助成金の活用、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援（再掲）

⑤ 生活困窮者対策・自殺対策等【2月1日に要綱発出】

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による支援強化（140億円）

- (2) 引き続き、企業の資金繰り等にも十分留意して対応。

4

非正規雇用労働者等の雇用の安定に向けた施策の現状と今後の方向性

令和3年6月8日
厚生労働省

雇用を巡る現状と課題

✓ 飲食・宿泊などの**特定の業種や非正規雇用労働者の雇用者数が減少**、休業・シフト減による**労働時間が減少**

➡ **働く場も収入も減少**

- 産業別雇用者数 (2020年度平均) (前年度差)
・宿泊業、飲食サービス業
328万人 (▲36万人)
- 雇用形態別雇用者数 (2020年度平均) (前年度差)
正規雇用労働者 3549万人 (+33万人)
非正規雇用労働者 2066万人 (▲97万人)
(うち女性非正規雇用労働者 1407万人 (▲65万人))
- ※ 2021年4月は正規(3568万人、+5万人)、非正規(2039万人、+20万人)ともに増加したが、非正規については、2020年4月の大幅減の反動があることに留意
- 月間総実労働時間 (2020年度平均) (前年度差)
・調査産業計
一般労働者 159.8時間 (▲4.7時間)
パートタイム労働者 78.6時間 (▲4.2時間)
・宿泊業、飲食サービス業
一般労働者 154.2時間 (▲24.8時間)
パートタイム労働者 62.2時間 (▲9.3時間)

✓ 「より良い条件の仕事を探すため」の転職減等により**転職者数は減少**

➡ **潜在的な労働需給のミスマッチが拡大**

- 「より良い条件の仕事を探すため」の転職者数の推移
・コロナ影響下
(2019年度) (2020年度) (前年度差)
121万人 → 103万人 (▲19万人)
(参考) 転職者数全体の推移
334万人 → 300万人 (▲35万人)
- ※リーマンショック時も減少
(2008年度) (2009年度) (前年度差)
108万人 → 80万人 (▲28万人)
(参考) 転職者数全体の推移
317万人 → 292万人 (▲25万人)

経済財政諮問会議（4月13日）民間議員ペーパー「ヒューマン・ニューディールの実現に向けて」主な指摘事項

1. 成長性の高い分野への人材の円滑な移動の促進（リカレント教育の強化等）
2. 非正規の離職者等の再就職につながるような教育訓練の提供（飲食・宿泊業等への対応、民間求人メディアのマッチング機能向上のためのルール整備等）
3. セーフティネットの強化（求職者支援制度等の成果検証の上で、必要な場合、財源の在り方も含めて見直し、更なる拡充等）

経済財政諮問会議（5月14日）民間議員ペーパー「日本経済の底上げに向けて」主な指摘事項

1. 最低賃金の引上げに向けた方向性（より早期に全国加重平均1000円、格差是正のために最低賃金引上げが不可欠、支援策をフル活用）
2. 非正規雇用の正規化・能力開発支援、就業支援の強化
3. 中小企業の生産性向上、価格転嫁の円滑化（大企業と中小企業の取引条件改善、官公庁と民間の契約に際しての労務費上昇分の確実な反映、各種支援策の認知度向上、活用促進）

雇用の安定への支援

<雇用維持・雇用継続への支援>

・雇用調整助成金の特例

- 5～7月は緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主（飲食店等）や、特に業況が厳しい事業主について4月までと同様の水準の支援

・在籍型出向による雇用維持への支援（産業雇用安定助成金の創設、産業雇用安定センターによるマッチング等）

- ・改正育児・介護休業法の周知（有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和等） →令和3年4月出向成立件数：475件（対前年度同月比501.3%増）

<再就職・労働移動への支援>

・離職した非正規・困窮者を官民連携して支援（ハローワークと民間事業者の求人情報共有、助成金支給に民間職業紹介事業者の活用）

- ・生活困窮者等に対して、ハローワークと福祉担当が連携したチーム支援
- ・職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置など新型コロナウイルス感染症にかかる職業訓練の特例措置
- ・職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入



<施策の進捗状況の確認>

新型コロナウイルス感染症の影響下の雇用施策について、進捗管理を適切に行いながら、効果的に実施

➡ 講じた施策の評価を行い、今後の施策の在り方に反映

(例)

	年間目標値	4月		
		目標値	実績	対前年度同月比
求職者支援訓練	5万人	5800人	2441人	43.2%増
公共職業訓練	15万人	12500人	10062人	2.2%減

<改善点>

- ・ステップアップ相談窓口によるきめ細かい支援
- ・受講申込締切日から受講開始日を短縮（1ヶ月→半月程度）
- ・緊急小口資金の利用者等に対して制度の周知・受講を働きかけ

<フリーランスに対するセーフティネット>

労災保険の特別加入制度について、4月より芸能従事者等の4業種を新たに対象として追加、今後順次拡大

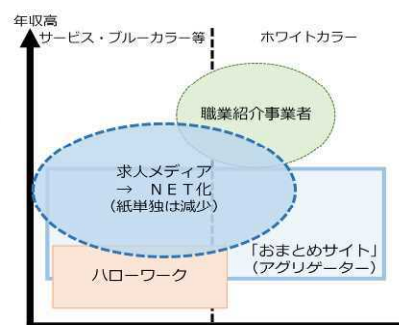
2

幅広い採用・転職の基盤となる労働市場のルール整備

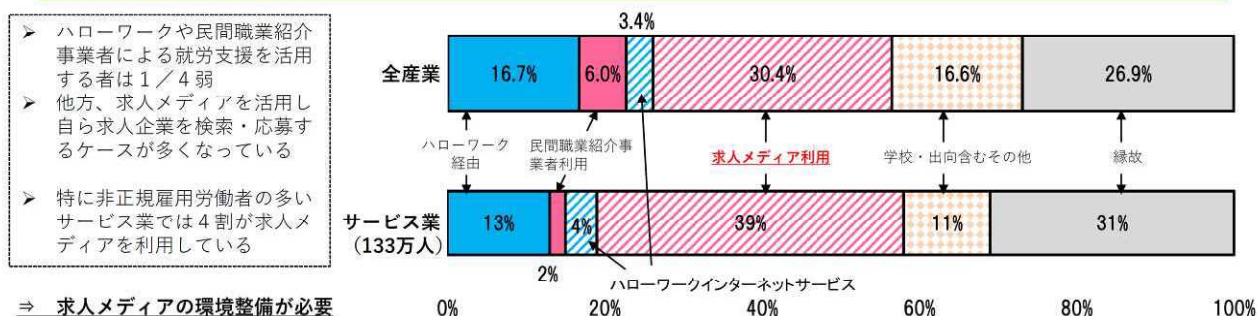
中長期的な労働市場形成に向けた取組

- ◆ IT技術、インターネットの普及に伴い、労働市場における**求人メディアの市場規模が拡大**、コロナの影響が大きいサービス業などでも、求人メディア経由の就職が多くなっている

- ◆ これまで職業紹介事業者やハローワークを通じて労働市場を把握してきたが、**労働市場の全体像を把握して雇用対策を行っていくことが重要**。
- ◆ 加えて、**採用・転職の基盤となる労働市場において雇用仲介事業を行うためのルール（情報の的確性、苦情処理等）を整備すること等**を通じ、求職者が安心して民間人材サービスを利用できる環境整備を推進する。



- ◆ 新卒就職を除いた、2019年の入職者約540万人（延べ）の入職経路



3

成長分野をはじめとする経済社会のニーズに対応した人材開発政策の推進

<短期的課題に対応した取組>

コロナ禍に対応した非正規雇用労働者等のスキルアップ・キャリアチェンジ支援

- 職業訓練（特に求職者支援訓練）の推進
 - ・求職者支援制度の特例措置（訓練期間の緩和など）の効果を検証し、目標に向けてさらに推進



<中長期的課題に対応した取組>

デジタル、グリーン等の成長分野への人材の円滑な移動を促す教育訓練

- デジタル分野、グリーン分野等の産業界の人材ニーズの把握
 - ・都道府県地域訓練協議会に関係省庁が参画等し、産業界のニーズを汲み取る体制を整備
- デジタル分野、グリーン分野等の訓練コースの設定促進
 - ・職業訓練機関等のカリキュラムを産業界のニーズに適合した、より実践的なものに改変、ニーズの高い分野へのインセンティブ 等
- 学習支援機能の強化
 - ・デジタルやグリーン分野に関する講座を教育訓練給付の対象に追加
 - ・生産性向上人材育成支援センターの提供プログラムの充実 等

キャリアの持続的発展を図るためのリカレント教育の推進

- 労使が取り組む事項や効果的な選択肢の体系化
 - ・リカレントガイドライン（仮称）の策定
- キャリアコンサルティングやジョブ・カードの機能強化
 - ・節目ごとのキャリアの棚卸し、キャリアの見える化



【キャリアコンサルティングとは】

労働者の職業選択や能力開発に関する相談に応じ、個人の適性や経験等を踏まえた助言及び指導を行うこと。
これにより、労働者の目指すキャリアの具体化や、事業主にとっては人材の定着や組織の活性化が図られる。

【ジョブ・カードとは】

個人が生涯活用するキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして、職務経験等を記載するもの

4

最低賃金の引上げと賃上げしやすい環境整備の取組

最低賃金の引上げに関する政府方針

- ・経済の好循環の実現に向けて、賃上げしやすい環境整備に取り組みつつ、**最低賃金について、より早期に全国加重平均1000円になることを目指す。**

○経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持する。

【経済の好循環のイメージ】



【近年の最低賃金額と引上げ額・率の推移】

改定年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
最低賃金額（円） （全国加重平均）	749	764	780	798	823	848	874	901	902
引上げ額（円）	12	15	16	18	25	25	26	27	1
引上げ率（％）	1.6%	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%

賃上げしやすい環境整備の取組

- ・最低賃金を引き上げること、その際には最低賃金の引上げを行う企業等に対する支援、下請取引適正化について、関係省庁が連携し、取り組む必要。

【厚生労働省における生産性向上策の例】

- 業務改善助成金：事業場内の最低賃金を引き上げるとともに、設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。



助成対象措置の例

設備投資

- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮

コンサルティング

- 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- 店舗改装による配膳時間の短縮

- 生活衛生関係営業収益力向上推進：AI・ICT活用等を盛り込んだ生産性向上マニュアルの作成やセミナーの開催

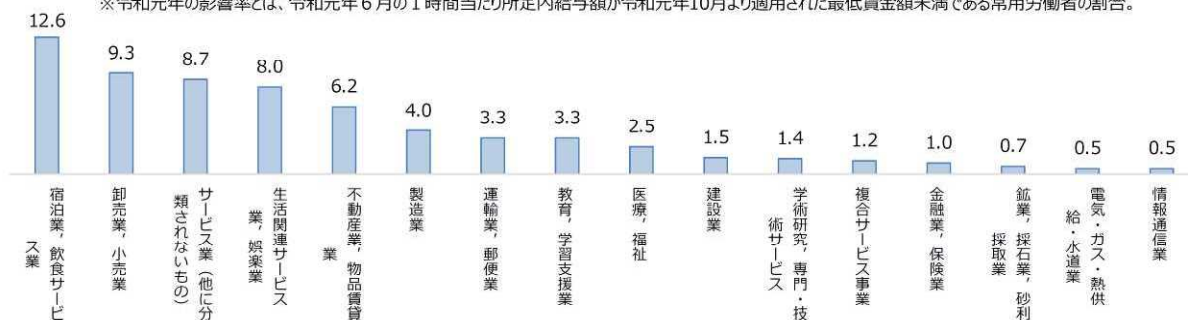
5

(参考) 産業別の最低賃金引き上げの影響と売上高経常利益率の推移

○ 最低賃金引き上げの影響や、新型コロナウイルス感染症の企業利益への影響は、産業ごとに異なっている。

(参考 1) 産業別の最低賃金引き上げの影響率 (令和元年) (単位: %)

※令和元年の影響率とは、令和元年6月の1時間当たり所定内給与額が令和元年10月より適用された最低賃金額未満である常用労働者の割合。



(資料出所) 「令和元年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(参考 2) 産業別の売上高経常利益率の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年			
						1-3月	4-6月	7-9月	10-12月
全産業 (除く金融保険業)	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6
製造業	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5
非製造業	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8
建設業	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6
情報通信業	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4
運輸業、郵便業	5.9	6.3	7.2	6.8	▲ 1.8	0.4	▲ 6.8	▲ 1.3	▲ 0.2
卸売業、小売業	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6
不動産業、物品賃貸業	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9
サービス業	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5
宿泊業、飲食サービス業	4.2	4.9	3.6	2.8	▲ 7.8	▲ 4.7	▲ 26.6	▲ 5.5	▲ 0.3
生活関連サービス業、娯楽業	3.8	4.3	4.1	4.1	▲ 2.6	0.7	▲ 14.9	▲ 1.4	▲ 0.1
学術研究、専門・技術サービス業	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9
教育、学習支援業	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	▲ 16.9	11.5	8.1
医療、福祉業	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0
その他のサービス業	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6

(資料出所) 財務省「法人企業統計調査」※暦年の数値は四半期データを合算して作成



参考資料

コロナ禍における在籍型出向の活用による雇用維持への支援について

制度概要

- 産業雇用安定助成金により、出向元と出向先の双方の事業主に対して、出向に係る経費を助成
- 産業雇用安定センターにおいて、在籍型出向による雇用の維持に向けたマッチングを支援
- 全国・各都道府県において、労使団体や行政機関等を構成員とする在籍型出向等支援協議会を開催

【支援の内容】

- 産業雇用安定助成金の創設・活用促進(令和2年度第三次補正予算、令和3年度当初予算)
日額上限(1人1日当たり): 12,000円 助成率: 最大9/10 等
- 産業雇用安定センターによるマッチング支援体制の強化(令和2年度第三次補正予算、令和3年度当初予算)
出向等支援協力員の増配置を措置
- 在籍型出向等支援協議会の開催
全国・各都道府県において協議会を開催し、在籍型出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出/受入企業開拓等を推進

実績: 産業雇用安定センターにおける送出/受入成立件数

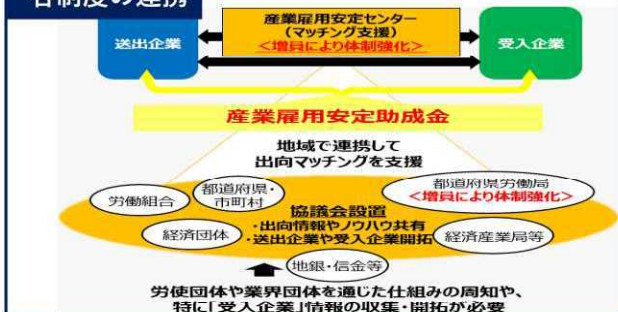
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
送出件数	13,963	13,453	12,906	13,853	15,675	19,489
受入成立件数	8,559	8,181	8,606	8,641	9,417	11,170

※ 送出し件数は、人材を送り出す側の企業から産業雇用安定センターに登録された件数。
受入成立件数は、人材を受け入れる側の企業が産業雇用安定センターのあっせんにより
出向・移籍を受け入れた件数。

出向の月別成立の推移



各制度の連携



今後の方向性

- 全都道府県において在籍型出向等支援協議会を開催
 - 開催済(6月7日まで) 35 労働局
 - 今後開催 12 労働局
- 同協議会等を通じた在籍型出向の活用促進
- 在籍型出向の事例の収集・共有等

8

新型コロナウイルス感染症にかかる職業訓練の特例措置について

【制度概要】

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指している方に無料の職業訓練を提供するもの。
- また、収入要件等を満たす場合、月10万円の生活支援の給付
- 公共職業訓練は、基本的に雇用保険受給者が、給付を受けながら訓練を受講するもの

【特例措置の内容】 ※ 令和3年9月末までの時限措置

- 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置
月收入8万円以下 → シフト制で働く方等は月收入12万円以下に引き上げ
- 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和
働きながら訓練を受ける場合に出勤日を病気や子どもの看護等と同様にやむを得ない欠席とする(訓練実施日の2割まで)
- 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化
訓練期間・時間の短縮、オンライン訓練の設定促進など

目標: 求職者支援訓練5万人(倍増)公共職業訓練15万人(1.5倍)給付金受給者2.5万人

目標(累積)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
求職者支援訓練	5,800	11,600	17,400	23,200	29,000	34,600	37,200	39,800	42,400	45,000	47,600	50,000
公共職業訓練	12,500	25,000	37,500	50,000	62,500	75,000	87,500	100,000	112,500	125,000	137,500	150,000

4月実績: 受講者数 求職者支援訓練 2,441人 公共職業訓練 10,062人 給付金受給者数 964人

目標達成に向けた取組

- 積極的な訓練の周知・広報、受講の働きかけ
 - 訓練受講の積極的な働きかけ(政府広報、業界団体や労働組合を通じた働きかけなど)
- ハローワーク(コロナ対応ステップアップ窓口)での個別・伴走型の就職支援
 - 見学ツアーの実施、的確な訓練コースのあっせん
 - 個人計画による就職支援、個人にあった求人の開拓 など
- ニーズの高い訓練コースの設定促進
 - 介護やIT分野など求人・求職ニーズの高い分野の訓練コースの設定促進

中長期的検討

- ニーズを踏まえた訓練コースの見直し
- アフターコロナにおける給付要件等についての検討
- 非正規雇用労働者・在職者が受講しやすい訓練の多様化・柔軟化についての検討

9

コロナ対応ステップアップ相談窓口でのきめ細かな支援

ハローワークに『コロナ対応ステップアップ相談窓口』を設置。新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方、働きながらスキルアップしたい方などに、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供

<初回相談から訓練受講まで>



<訓練中の伴走と就職までの支援>



※ 支援のながれ（3か月訓練の例）



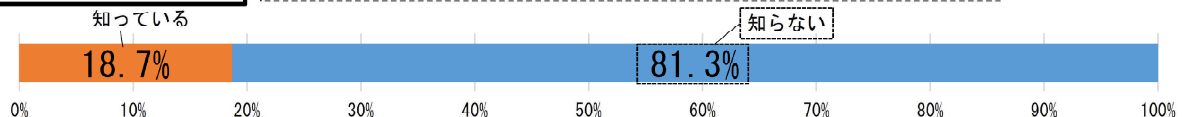
10

求職者支援訓練、高等職業訓練促進給付金

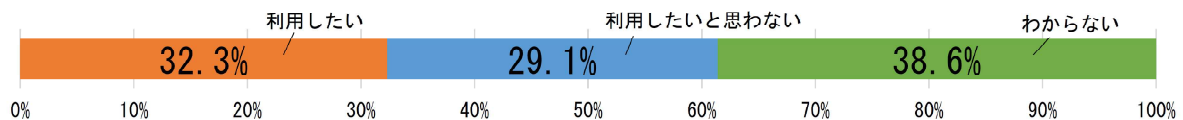
内閣府の調査によると、求職者支援訓練は8割、高等職業訓練促進給付金は9割の人が制度を知らないと回答。求職者支援訓練対象者の3割、高等職業訓練促進給付金対象者の5割が利用を希望。

求職者支援訓練

「求職者支援訓練」について、知っていましたか（全員）。

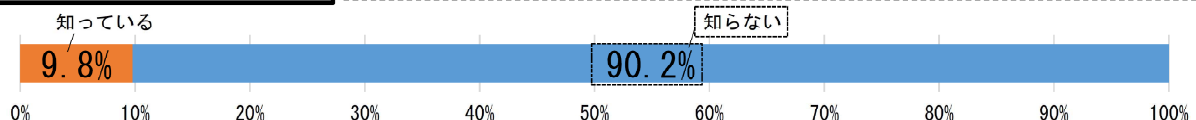


「求職者支援訓練」を利用したいと思いますか（世帯年収及び自身の年収要件等を満たす987人への質問）。

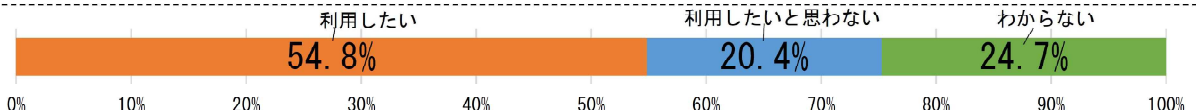


高等職業訓練促進給付金

「高等職業訓練促進給付金」について、知っていましたか（全員）。



「高等職業訓練促進給付金」を利用したいと思いますか（母子（父子）家庭、年収要件等を満たす93人への質問）。



内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（第3回）」（令和3年6月4日） 1

受講料が無料！

いろいろ学べる

ハロートレーニング^{って}

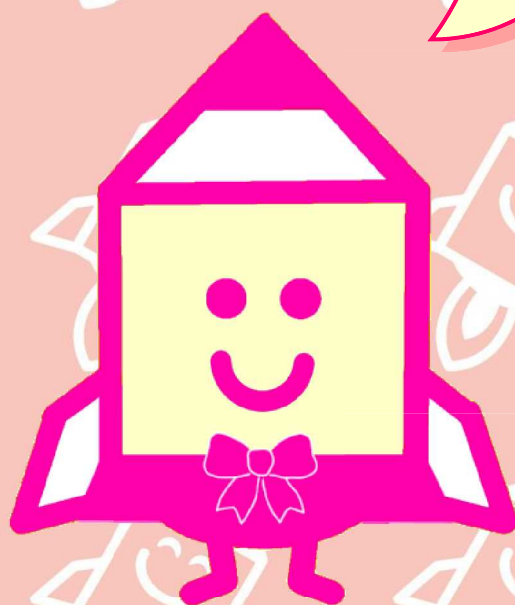
公共職業訓練

求職者支援訓練

知ってる？



ハロトくん



トレミちゃん

制度の詳しい内容に関しては、



愛知 ハロトレ



で、検索できます！



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

愛知



雇用保険の加入がなく休業している方などで、**転職をお考え**のみなさまへ



求職者支援訓練のご案内

転職の際に必要な知識・技能を、働きながらも受講できる職業訓練、

求職者支援訓練で学んで**ステップアップ!!**



■ 求職者支援訓練を受講できる方は？

ハローワークに求職の申込みしている方など（＝特定求職者）

- **ハローワークに求職の申込み**をしていること
- **雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でない**こと
- 労働の意思（**転職の意思**）と能力があること
- 職業訓練などの**支援を行う必要があるとハローワークが認めた**こと

全ての訓練に出席できる方

- **全ての訓練に出席する必要があります**
- 仕事や病気などの**やむを得ない理由による欠席は認められます**が、やむを得ない理由による欠席がある場合でも、**8割以上出席する必要があります**（※1）

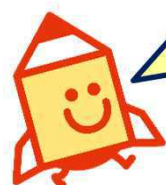
■ 訓練受講までのながれ

ステップ1	ハローワークに求職申込み・制度説明
↓	
ステップ2	訓練コース選択・訓練の申込み（職業訓練受講給付金の詳細は裏面参照）
↓	
ステップ3	訓練実施機関による選考・ハローワークによる受講あっせん
↓	
ステップ4	訓練受講開始（テキスト代は実費必要です）

在職中の企業で引き続き就労を希望される方は、この訓練の対象となりません

また、訓練コースの選定や各種手続き（職業訓練受講給付金を含む）には一定の期間が必要です。

⇒ ⇒ ⇒ **ハローワークでのご相談はお早めに！**



本制度のお申込み、ご相談、お問い合わせは、
「住所地を管轄するハローワーク」で受け付けています。

愛知のハローワークの所在地、連絡先は**こちら↓**をご覧ください。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/home.html>) ⇒ ⇒ ⇒



厚生労働省・愛知労働局・ハローワーク

愛訓R03042101

■ 職業訓練受講給付金は？

収入要件・出席要件など必要な条件をすべて満たす場合には、職業訓練期間中の生活を支援するための給付＝職業訓練受講給付金（月10万円）の支給対象となる場合があります

■ 収入要件とは？

収入などが一定額以下の方

- 収入が月12万円以下（固定収入が8万円以下の場合に限ります）（※2）
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 過去3年間以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

■ 固定収入とは？

固定収入は1か月の固定的な収入です

労働者の方	1か月の定額の給与（基本給、固定残業代など） ● シフト制などで定額の給与がない方は、固定収入がないものとみなします ● 毎月変動する給与（勤務時間に応じて支払われる残業代など）や実費弁償的な給与（通勤手当など）は固定収入ではありません ● 雇用契約期間が1か月未満の方は、固定収入がないものとみなします
自営業、フリーランス、副業・兼業を行う方	1か月以上の契約に基づく収入（業務委託契約、不動産賃貸契約など）から1か月の経費を差し引いた額 ● 1か月以上の契約に基づく収入がない方は、固定収入がないものとみなします ● 複数月にわたる契約に基づく収入の場合は、収入額を契約期間で除して1月あたりの収入を算出してください [例] 1年間で60万円の業務委託契約の場合 年間収入60万円÷1年（12月）＝1月あたり収入5万円

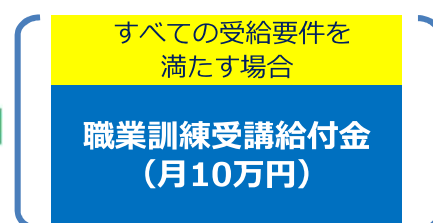
- **職業訓練受講給付金の支給**は、訓練開始後、**1か月ごと**です
- 訓練受講中および訓練修了後3か月間は、原則として**月に1回、ハローワークに来所し、職業相談を受ける必要**があります
- ハローワークは、**訓練受講中、訓練修了後も積極的に就職支援**を行います

（※1） 仕事で訓練を欠席する場合の出席要件は、**令和3年9月30日までの特例措置**です

（※2） 月12万円以下の収入要件は、**令和3年9月30日までの特例措置**です

雇用保険加入がなく
転職希望のある方が
働きながら

職業訓練



ステップアップ
につながる仕事
に転職

求職者支援訓練の
認定基準が
一部緩和
されました

短期間・短時間の
訓練を実施しませんか？

(令和4年3月までの開講科が適用)
※時限措置、延長未定

緩和措置の内容 (令和4年3月までに開始するコースが対象です)

- ▶ 実践コースの全分野で「短期・短時間特例訓練」の設定ができるようになりました。
- ▶ 訓練期間が2週間以上～6か月で設定できます。
- ▶ 1か月あたりの訓練時間が60時間以上かつ、
1日につき原則として2時間以上6時間以下で設定できます。
- ▶ 付加奨励金の就職率要件が、以下のとおり緩和されます。
1万円/人月：30%以上55%未満、2万円/人月：55%以上

※詳細と注意事項は裏面をご覧ください。



訓練コースの認定申請に関するお問い合わせ先



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

愛知支部求職者支援課 TEL：052-221-8755



(令和3年10月更新)

「短期・短時間特例訓練」の概要

短期間（2週間～）、短時間（月60時間～ かつ 1日2時間～）で実施可能
（1か月未満の訓練も「1か月の訓練」とみなします）

対象コース

実践コースの全分野

受講対象者

ハローワークが受講の必要性を認めた次の方

- ①主として、新型コロナウイルスの影響を受けてシフトが減少した方や休業を余儀なくされた方など、在職中で訓練時間に配慮が必要な方。
- ②職業相談を通じて特例訓練の受講が就職の可能性を高めるために有効と判断される**離職者の方**。

求職者にとってのメリット

- ・短い期間で技能を習得できる

訓練機関にとってのメリット

- ・週3日コース、夜間コースを設定するなど、教室の空き時間を有効に活用できる
- ・通常の訓練コースとの差別化が図れる
- ・付加奨励金の要件緩和

付加奨励金の要件緩和

付加奨励金の雇用保険適用就職率の要件が次のとおり緩和されます。

1万円／人月：30%以上55%未満、2万円／人月：55%以上

※通常の訓練及び就職氷河期世代支援プログラムの雇用保険適用就職率要件は、
1万円／人月：35%以上60%未満、2万円／人月：60%以上 です。

※「短期・短時間特例訓練」の欠格要件については、30%未満が基準となります。

※訓練期間が3か月以上、かつ、1か月の訓練時間が100時間以上のコースについては、
「短期・短時間特例訓練」の対象とはなりませんので、ご注意ください。

設定可能なコースの例

例①

2週間（平日10日間）
×
6時間（昼間）

例②

1か月（平日20日間）
×
3時間（午前）

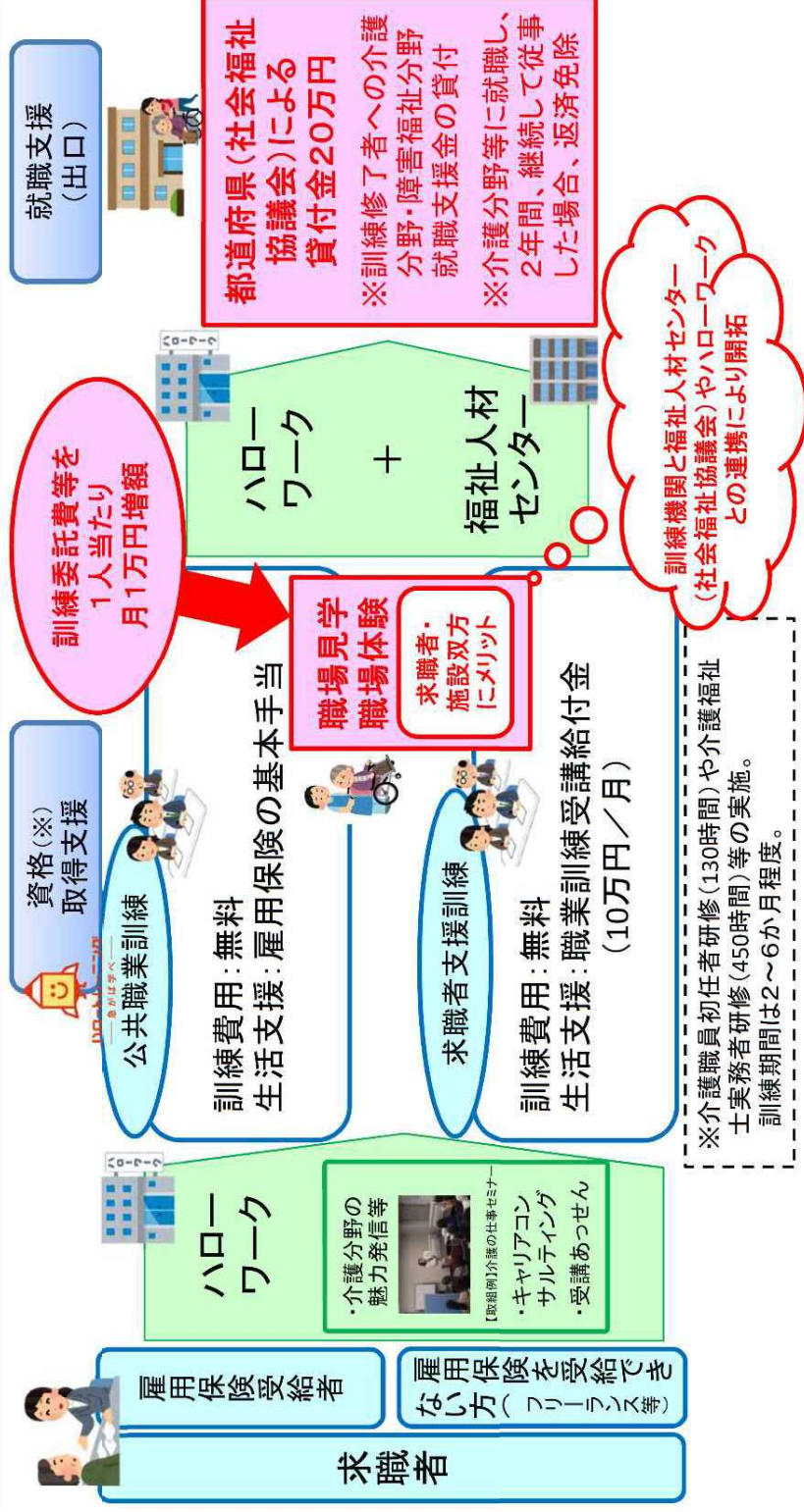
例③

1か月（平日12日） × 土曜日（4回）
× 3時間（夜間） + × 6時間（昼間）

雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、

- ・ ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
- ・ 介護・障害福祉分野向け職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ
- ・ 都道府県社会福祉協議会による介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への貸付金制度等を実施する。



介護分野

障害福祉分野

就職支援金

介護分野・障害福祉分野で働こうとする場合に応援する制度です。
(介護や障害福祉の実務経験は問いません。)

ジョブ・チェンジを
応援!

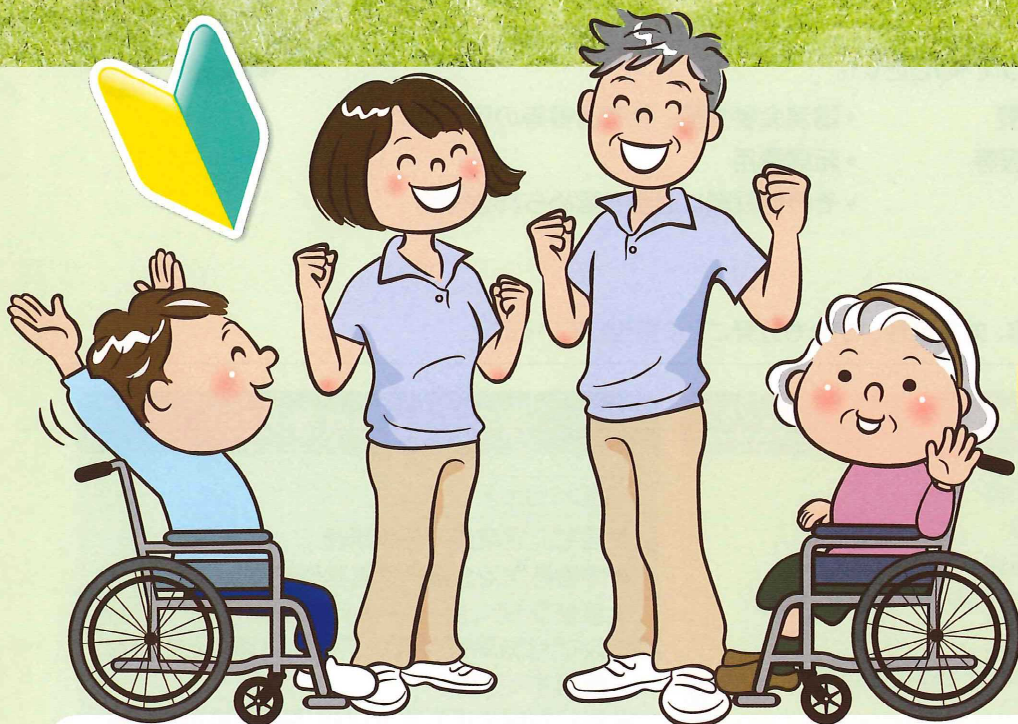
対象

介護職員初任者研修以上の
研修を修了した方

又は

就職と同時に受講予定の方

※詳しくは裏面をご覧ください。



就職準備費用

20万円の貸付

一人一回限り

無利子



自転車・被服などの購入費



転居などにかかる費用

愛知県内で、「介護職員等」「障害福祉職員」として**2年間継続**して就労したとき

全額返済免除

貸付要件、免除条件等詳しくは

裏面 又は ホームページ をご覧ください

▶ aichi-fukushi.or.jp/jinzai/index.html



介護職員初任者研修等を受けようとする方には、無料で受けられる職業訓練があります。

※詳しくはハローワークにお尋ねください。



問合せ先

☎ 052-212-5519

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

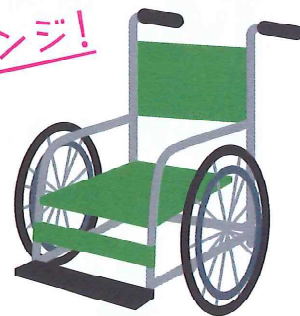
〒461-0011 名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館5階

就職支援金貸付事業の概要

貸付額

20万円（一人一回限り）

福祉にチャレンジ！



貸付対象となる経費

●申請時に利用計画書を提出してください。

- 子どもの預け先を探す際の活動費
- 講演会参加費、参考図書等の購入費
- 就労する際に必要となる靴や被服等
- 転居費用
- 通勤用自転車等購入費
- その他就職に必要と認められる経費

貸付対象者の要件

対象研修、対象職種いずれも分野ごとに該当していること

介護分野就職支援金

対象研修

- 介護職員初任者研修
 - 介護職員基礎研修
 - 介護職員実務者研修
 - 訪問介護員（ホームヘルパー 1級及び2級）
 - 介護福祉士資格
- のいずれかを修了又は取得した方

対象職種

愛知県内において、介護保険法に規定する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設、第一号訪問事業及び第一号通所事業を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等の業務である方（介護職員等）として就労した方若しくは就労を予定している方

対象職種について、詳しくはホームページでご確認ください。

障害福祉分野就職支援金

左記に加え

- 居宅介護職員初任者研修
- 障害者居宅介護従事者基礎研修
- 重度訪問介護従事者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること）
- 同行援護従事者養成研修（基礎、応用を受講すること）
- 行動援護従事者養成研修

のいずれかを修了した方

愛知県内において、障害福祉サービスを提供する事業所若しくは施設において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する方（障害福祉職員）として就労した方若しくは就労を予定している方

※就職と同時に研修を受講する場合は、研修受講確約書を提出し、同確約書に記載された研修終了日から1ヶ月以内に研修修了書（写）を提出する必要があります。また、正当な理由がある場合を除いて、研修修了書（写）を提出しない方は辞退したものとみなします。

※上記就職支援金の両方貸付けを受けることはできません。また、介護福祉士修学資金、再就職準備金の貸付けを受けられた方は、貸付けを受けることはできません。

※令和3年度申請については、令和3年4月1日以降に就職された方が対象となります。

返還免除の要件

- 愛知県内で就労した日から継続して対象職種として2年間（従事日数360日以上）業務に従事した場合（その他やむを得ない理由があるときは、一部免除の制度もあります。）